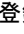


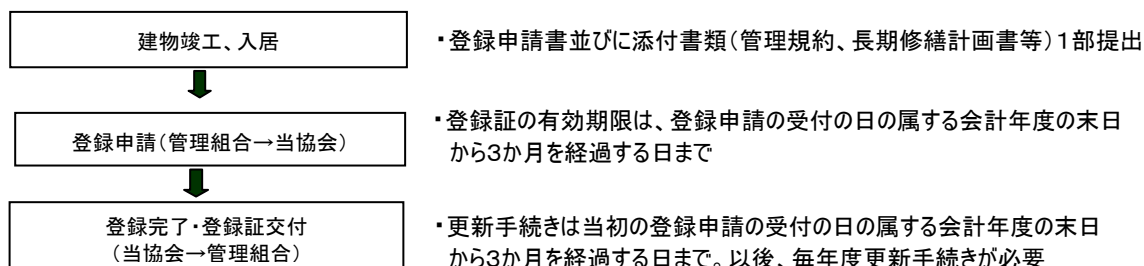
登録のメリット

- ・マンションの寿命や快適性、利用価値、財産的評価などを長期に渡り維持していくためには、管理規約や長期修繕計画、修繕積立金などが適切に定められていることが大切です。
- ・当協会では、維持管理が良好なマンション（住宅金融支援機構の維持管理の基準等に適合するもの）について、第三者機関の立場から登録を行います。

管理組合などのメリット

- ・登録マンションは、「すまい・る管理マンション登録証」を発行し、ホームページで一定事項を公開します。
 - ・修繕積立金を機構の「マンションすまい・る債」に積立てる際に、積立要件を満たしていることが確認できます。
 - ・住宅金融支援機構の「共用部分リフォーム融資（無担保コース）」を利用する際に、保証料が一般の管理組合に比べ割引されます。（対象となるマンションは[こちら](#)）
 - ・住宅性能評価（既存住宅）を評価機関に申請する際は、当協会発行の登録証明書を添付すると、管理規約・長期修繕計画の提示書類が省略でき、総合判定では「適切な維持計画」があることを踏まえて行われます。
 - ・「[中古マンションらくらくフラット35](#)」（*）に該当のマンションとして登録されたものは、住み替えて売却される住宅の購入者は、機構のフラット35等を利用する際の検査が省略されます。
- （*）新築時に、優良分譲等で、耐久性基準への適合が確認されたもの又はマンション購入で、耐久性基準への適合が確認され登録されたもの（平成19年度は予定）（いずれも築10年以内のマンション）
築10年超のマンション等でこれに該当しないものは適合証明手続きが必要。この場合でも、登録マンシは適合証明手続きが簡素化される。
- ・いずれも制度その他の変動により意義を失った場合を除きます。

登録（更新登録）のフロー図



登録情報の活用のフロー図

